

Ⅷ 外国人と人権

1 全般

(1) 人権保障に適った外国人受入れ制度と多文化の共生する社会の確立に向けた取組

日本における少子高齢化社会が進行し、人手不足が指摘されている状況において、日本に在留する外国人労働者は増え続ける状況にあるところ、2018年の臨時国会では外国人労働者の受入れの拡大に向けた新たな在留資格の創設等を内容とする入管法等改正法が成立するに至っている。

日弁連は、このような情勢の中、2018年の第61回人権擁護大会において、『外国人労働者100万人時代』の日本の未来～人権保障に適った外国人受入れ制度と多文化共生社会の確立を目指して～をテーマにシンポジウムを行うとともに、「新しい外国人労働者受入れ制度を確立し、外国にルーツを持つ人々と共生する社会を構築することを求める宣言」を行った。

上記の宣言においては、外国にルーツを持つ人々がひとしく人権を保障され、すべての市民が共生できる日本社会を創造するため、日弁連として、人権保障の観点から取組を行っていくことを宣言している。

(2) 出入国管理に関する問題の改善に向けた取組

日弁連は、2010年以降、出入国在留管理庁(旧法務省入国管理局)との間で、正規在留の外国人の問題及び収容問題等の非正規在留の外国人に関する出入国管理の問題について、これらを改善するために定期的な協議を行っている。

また、入管法改正案や出入国管理基本計画案に対する意見を適時に述べるとともに、2010年11月の「在留特別許可のあり方への提言」や、2014年9月の「出入国管理における身体拘束制度の改善のための意見書」など、出入国管理に関する重要な課題の改善に向けた意見を公表している。

さらに、2010年12月には、「入国管理局施設の拘束者にかかる子どもの保護・処遇に関する人権救済申立事件」において、警告・勧告の措置を行ったほか、2014年11月には、「入管収容施設における医療問題に関する人権救済申立事件」において、警告・要望の措置を行っている。

他方、外国人の人権からの観点を出入国管理に関する制度や運用に反映させるべく、法務大臣の私的懇談会である第6次及び第7次出入国管理政策懇談会に日弁連から委員を推薦している。また、入国者収容所等における被収容者の処遇を適正化するため、2010年7月に設置された入国者収容所等視察委員会においても、日弁連から委員を推薦している。

(3) 技能実習制度の廃止や外国人労働者受入れ問題の改善に向けた取組

技能実習制度は、日本の技術を国際的に移転して諸外国に貢献することを目的とするとされながら、実態としては、農業、漁業、工業などの多くの場面で安価な外国人労働者の受入れのための制度として利用され、深刻な人権侵害が生じていることが指摘されてきた。

当連合会は、2011年4月に「外国人技能実習制度の廃止に向けての提言」を行ったのに続き、2013年6月に「外国人技能実習制度の早急な廃止を求める意見書」を公表したほか、2014年12月には「中国人農業技能実習生に関する人権救済申立事件」において勧告の措置を行うなど、技能実習制度の廃止に向けて取組を続けている。

また、2014年からは、非熟練労働に従事する外国人の受入れに向けた告示の改正に関するパブリックコメントに意見を述べてきたほか、2019年4月に施行された前記の入管法改正案の審議においては、職場移転の自由の保障、送出国におけるブローカーの排除、外国人に対する支援、家族の帯同などの外国人の人権から看過できない問題点について意見を述べている。

2 国籍法の問題

日弁連は、2008年11月には、「国籍選択制度に関する意見書」により、国籍が人権保障に関して有する重要性や国際社会が複数国籍の保持を容認する方向に進んでいること等に照らし、国籍選択制度のほか、国籍留保・喪失制度、自ら他国の国籍を取得した場合の国籍喪失制度などにおいて、複数国籍の保持を容認する方向で新たな国籍制度を検討すべきであるとの意見を述べていた。

2017年6月には、人権救済申立てを受け、「国籍

留保・喪失制度に関する意見書」を公表し、現行の国籍法上の国籍留保・喪失に関する制度を廃止し、出生の時に父又は母が日本国民である子は、その出生地にかかわらず、特別な手続を要することなく日本国籍を保持できるよう、国籍法を改正すべきであるとの意見を述べている。

3 外国人への法的援助の強化

(1) 法律援助事業

在留資格のない外国人や行政手続については、総合法律支援法の対象から除外されていることから、日弁連は、法律援助事業として難民認定に関する法律援助及び外国人に法律援助を実施する一方、これらを民事法律扶助の本来事業の対象に含めるための活動を行っている。

2014年12月には、「民事法律援助制度の対象に非正規滞在外国人・難民認定申請者等を含めることを求める意見書」を公表し、民事法律扶助について、在留資格や日本における住所の確定の有無にかかわらず、日本国内にいる人すべてを援助の対象とするとともに、少なくとも難民認定手続、退去強制手続及び在留資格取消手続に関する行政手続の援助を対象に加えるよう求める意見を述べている。

(2) 外国人の人権に関する全国の弁護士会の連携・弁護士の拡大等に関する取組

日弁連は、外国人の人権を保障するための弁護士会の各種の活動、特に、外国人のための法律相談活動が全国に普及するとともに、人権擁護の観点からの入管実務や渉外実務に関する情報が全国で共有されることを目的として、2013年12月に第1回全国外国人関連部会・委員会連絡協議会を開催し、それ以降、隔年で同連絡協議会を開催している。

また、前記の連絡協議会において、全国で外国人事件に取り組む弁護士の質の向上と人的交流を図るという目的の下、外国人事件を扱う全国各地の弁護士が一堂に会し、お互いの経験と情報を共有する集会を開催する必要があるとの要望があったことを受け、2016年6月に第1回外国人事件全国経験交流集会を開催している。

4 難民

日弁連は、出入国在留管理庁(旧法務省入国管理局)及び特定非営利活動法人なんみんフォーラムとともに、2012年2月、難民認定手続や難民認定申請者の収容等の改善のため、三者間で覚書を締結し、同年以降、「難民問題に関する三者協議会」を定期的に開催している。この協議会の下、2012年4月から2014年3月まで、「空港において難民としての庇護を求めた者に係る住居の確保等に関するパイロットプロジェクト事業」が行われ、その後も同様の措置が継続されている。

また、難民認定制度や難民認定申請者等の地位等の改善に向けた意見を述べてきており、2009年6月には「難民認定申請者の生活状況をめぐる制度の改選に関する意見書」を、2014年2月には「難民認定制度及び難民認定申請者等の地位に関する提言」を公表している。

さらに、難民認定制度の見直しのために第6次出入国管理政策懇談会の下に設置された難民認定制度に関する専門部会に日弁連から委員を推薦したほか、2015年3月には「難民認定制度の見直しの方向性に関する専門部会報告に対する意見書」を公表し、難民該当性の判断基準と保護対象の明確化等を求める意見を述べている。

他方、不服申立手続に第三者を関与させる難民審査参与員制度について、日弁連から参与員を推薦するとともに、毎年1回参与員との懇談会を開催している。また、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) からの委託を受け、全国の弁護士会と共催して「難民問題に取り組む弁護士のための研修会」を開催している。

5 差別問題

(1) ヘイトスピーチを根絶するための取組

近時、デモやインターネット上において、在日コリアンなどの特定の国にルーツのある人々に一方的に危害を加えようとしたり、一方的に日本社会から追い出そうとしたりするなどの差別的・排外主義的なヘイトスピーチといわれる言動が社会問題となっており、2016年にはいわゆるヘイトスピーチ解消法が成立するに至っている。

日弁連は、2015年5月には、このようなヘイトスピーチを含む人種等を理由とする差別を根絶すべく、「人種等を理由とする差別の撤廃に向けた速やかな施策を求める意見書」を公表し、ヘイトスピーチを含む人種的差別の実態調査、人種的差別の禁止の理念や国・地方自治体の人種的差別の撤廃に向けた施策を実施するに当たっての基本法の制定等の意見を述べている。

その後も、ヘイトスピーチ解消法の施行を受け、都道府県・市町村や関係各機関がどのような施策を進めようとしているのかを把握するための調査を行い、2017年5月には「ヘイトスピーチに対する取組に関する照会結果」として公表するなど、ヘイトスピーチを根絶するための取組を行っている。

(2) 外国籍調停委員等の採用問題に関する取組

全国の弁護士会は、地方裁判所や家庭裁判所の推薦依頼に応じ、民事調停委員・家事調停委員の候補者として、それぞれの会員である弁護士を推薦しているところ、最高裁判所は、外国籍の弁護士の調停委員の任命を拒否し、司法委員についても同様の立場を取っている。

日弁連は、2009年3月に「外国籍調停委員・司法委員の採用を求める意見書」を公表して最高裁判所事務総局事務総長宛に提出したほか、2017年11月には外国人の司法参画に向けたシンポジウムを開催するなど、外国籍調停委員・司法委員についてその採用を実現する取組を続けている。

(3) 在日外国人無年金問題や外国籍教員の管理職任用の制限等に関する取組

日弁連は、2010年4月には、「在日外国人無年金障がい者及び在日外国人無年金高齢者からの人権救済申立事件」において、関連規程を改正するなどの救済措置を速やかに講じるよう勧告を行っている。

また、2012年3月には、「外国籍教諭の役職任用撤回に関する人権救済申立事件」において、外国籍教員の管理職の任用の制限が差別的取扱いに当たるとして、外国籍教員についても教諭に任用するよう求める勧告を行っている。

市川 正司(第一東京)・難波 満(東京)